

専門調査会におけるこれまでのご意見

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

- ・ 国際的な情勢を踏まえるべき。
- ・ 裁判官や家裁の調停委員等に対する研修の取組について言及すべき。
- ・ 裁判員制度の裁判員に対する研修を充実させる必要がある。
- ・ (男性の) 少年が性暴力の被害者になる可能性について、取り扱うべき。広げる視点をどこかに入れておくべき。
- ・ 視野として性暴力というジェンダーに中立的な視点を保持しておくべき。

(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

- ・ 児童虐待の現象の背後にDVがあることはもちろんである。その辺も併せて検討すべき。
- ・ 父親のネグレクト(子育てにかかわらない)や、どういったかわりを持っているか、そういうことの視点も重要である。
- ・ (DV被害者への調査について、)「DVがありましたか」と聞いても不正確で、実際の具体的な事実について聞いて、ある程度初めて正確に分かる。調査をするときは、そういうところに留意してやるべき。
- ・ 福祉事務所、児童相談所、学校等に母子がどうしているのかを見てくれる人が必要である。子どもの虐待を防止するためにも地域との取組が必要である。

(3) 性犯罪への対策の推進

- ・ ケースワークや心のケアから専門的な心理治療まで、「カウンセリング」という言葉が、非常にあいまいに多用されているので、精選していくべき。また、それぞれに必要な教育や人材は全部違うので、考慮すべき。
- ・ 性犯罪に関して、さらにしっかりと捜査を続けるべき。強姦罪について、社会的に非難の度合いが強くなっていることを十分に反映させた求刑をすべき。
- ・ 性犯罪に対する正しい認識という意味で、強姦は強姦として報道するような、報道のあり方を検討していく必要がある。
- ・ 犯罪被害者基本法との関係、役割分担を整理すべき。
- ・ (刑務所等における性犯罪防止教育について) 諸カテゴリーを別途に設定することを検討すべき。

- ・ 被害者支援について、省庁で連携し、研究者や医療関係者等とも連携して検討をしっかりとやるべき。
- ・ 被害者の心理的問題にきちんと対応していくには、専門的な臨床能力が必要。心理士が資格を取った後の卒後教育で、心理的外傷や被害の広範な影響に対応できる専門家を多数育てていく必要がある。
- ・ 警察と関係機関との連携について、産婦人科医師会以外に看護師たちの協会も含めるべき。
- ・ 男性や同性愛の場合について、文書をつくるときにどのように考えるのか、検討していく必要がある。

(4) 売買春への対策の推進

- ・ トラフィッキング防止のため、早く風営適正化法を改正して、風俗営業、性風俗関連特殊営業等（の営業者）に対し、外国人（の従業者）の査証をきちんとチェックさせるべき。
- ・ （人身取引の）被害者にとって一番いい、具体的な支援を推し進めるべき。例えば、医療について無料定額診療事業で病院が使えること、また、通訳者に対して予算がついていること。
- ・ （人身取引への）社会的非難が高まっている中での犯罪検挙に対しては、（求刑について）法定刑が許す限りの対応を是非すべき。特に強姦事件に関しては、求刑オーバーの判決があったわけだから、そのようなことがないようにすべき。
- ・ （インドネシア沖の）津波の被災者がこのような（人身取引の）対象者、被害者となるおそれが非常に高まっているところであるので、現在の状況としても真剣に対処すべき。
- ・ F T A（二国間協定）がいろんなところで進んでいるので、出入国管理についても大きな変化になるかと思う。この観点をきちんとした形で盛り込むように進めていくべき。
- ・ 被害に遭うのは女性だけではなくて、男性でもあって、特に少年の場合は結構性的刺激の対象となりやすいので、その点についての一般注意をすべき。
- ・ 加害者男性の再犯対策について、ただ単に住所を把握するというのではなく、再犯防止のための対策等をどうとるのかというのを考えるべき。
- ・ 他の委員から指摘があったような、かなり抜本的な風営適正化法の改正等もにらんだ形でやっていく必要がある。
- ・ 売買春に関して、犯罪者としての地位に対しては免責するというような形の、法改正をするかどうかは別として、一定の配慮が必要。

- ・ (人身取引の)法律ができた場合に対象となる外国人の方に対する周知をどうするのかを検討すべき。例えば、通訳者の養成による通訳の体制の確立。タイ語やタガログ語のパンフレットづくりなど。
- ・ (入国審査において、入国者の)指紋を採取し、最初に疑わしいときは強制送還し、二度目入るときにチェックすべき。
- ・ 人身取引の被害者の中には、性転換手術を受けた人等、男女でくくられない様々なセクシャリティーの人たちがいるが、そのことについて、検討すべき。

(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・ 学校関係者の中で(わいせつ行為等で退職した教職員の)情報を持っていただくくらいのは必要。
- ・ 就職面接、教育実習、介護実習等でのセクハラ等、加害者と被害者が別の組織にいると、非常に訴えにくく、解決がしにくいので、そういうことに関しても盛り込むべき。

(6) ストーカー行為等への対策の推進

なし